

番号	公売物件情報		見積価額	公売保証金
1	所在	彦根市鳥居本町字樋ノ口 1455 番 32	7,184,000 円	720,000 円
	地目 地積	宅地 199.90 m <sup>2</sup> (公簿による)		
2	所在	彦根市南川瀬町字櫻ヤ 1256 番 7	5,088,000 円	510,000 円
	地目 地積	宅地 141.68 m <sup>2</sup> (公簿による)		
3	所在	彦根市小泉町字定善寺 910 番 30	12,256,000 円	1,230,000 円
	地目 地積	宅地 179.99 m <sup>2</sup> (公簿による)		
	種類 構造 床面積	彦根市小泉町字定善寺 910 番地 30 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階 58.50 m <sup>2</sup> 、2階 54.31 m <sup>2</sup> (公簿による)		

**差し押えた土地を  
公売します**

**市 納 税 課**

彦根市では、市税の滞納処分のため差し押えた土地を、入札によって売却(公売)します。  
公売日時 12月8日(火) 午後2時

場所 市役所 別館2A会議室  
公売土地 左の表のとおり  
※公売財産については、公売を中止する場合があります。  
問い合わせ先 市納税課 ☎30-6109番、FAX 22-13998番

**用途地域変更に関する  
縦覧のお知らせ**

**市都市計画課**

彦根市では、機能と魅力を併せ持つ土地利用を図るため、里根町・古沢町の一部において用途地域の変更を実施する予定です。つきましては、左のとおり、変更(案)の縦覧を行います。  
公告・縦覧期間 10月26日(月)～11月13日(金)まで(土・日・曜日・祝日は除く)  
時間 午前8時30分～午後5時15分まで  
場所 市都市計画課、支所、各出張所  
問い合わせ先 市都市計画課 ☎30-6124番、FAX 24-8517番

**市・県民税の住宅ローン  
控除を受けられる人へ  
市への申告が不要になりました**

**市 税 務 課**

昨年まで、市・県民税で住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)を受けようとする場合は、彦根市へ申告書の提出が必要でした。  
今年から、制度の改正により、申告書の提出が不要になりました。

りました。控除額は、彦根市が収集する資料をもとに計算します。このため、今年から対象者への申告書の郵送は行いません。  
詳しくは、市税務課市民税係までお問い合わせください。  
問い合わせ先 市税務課 ☎30-6140番、FAX 22-13998番

**社会保険事務局からの  
お知らせ**

**滋賀社会保険事務局**

**社会保険庁が廃止され、  
日本年金機構がスタート  
します**

平成22年1月1日から、皆さんの信頼に任せ、一層のサービス向上を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、日本年金機構として生まれ変わります。

社会保険事務所は、新たに「年金事務所」に変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。  
問い合わせ先 滋賀社会保険事務局運営課 ☎077-510-5505番  
※この問い合わせ先は、12月までとなります。

**国民年金保険料控除証明書  
は大切に保管してください**

年末調整や確定申告をするとき、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、「国民年金保険料控除証明書」または「領収書」を添付することが義務づけられています。

このため、社会保険庁では、1月から9月末までに国民年金保険料を納付された人を対象に「国民年金保険料控除証明書」を送付します。発送時期は11月上旬です。  
年末調整や確定申告を行う際には大切に保管してください。控除証明書が届かない場合、または紛失された場合は、近くの社会保険事務所へ再発行の手続きをしてください。  
問い合わせ先 彦根社会保険事務所国民年金課 ☎30-114番



**11月は、  
労働保険適用促進月間です**

**彦根労働基準監督署 彦根公共職業安定所**

労働保険は、職場の皆さんが、安心して働いていただけるように、政府が管理・運営している保険制度です。  
労働者を雇用する事業主は、業種や規模の大小にかかわらず、労働保険に加入することになっていきます。加入手続きを故意に怠ると、労働保

険料を遡って徴収され、追徴金も徴収されます。  
労働保険の加入については、労働基準監督署、公共職業安定所で手続きを取ってください。  
問い合わせ先 彦根労働基準監督署 ☎22-0654番、FAX 26-0241番、彦根公共職業安定所 ☎22-500番、FAX 26-5186番

**女性への暴力をなくそう**



配偶者からの暴力であるDV(ドメスティック・バイオレンス)や性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性への暴力が後を絶ちません。  
最近では、中高生や若いカップルで起こる暴力(デートDV)の被害も問題になっていきます。これらは、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会の形成を阻害するものです。  
暴力の背景にはさまざまな要因がありますが、男性は女性より上位、妻は夫に従うべき、束縛は愛情であるといった従来の男女観や、圧倒的な男女の経済力の差も大きな要因となっています。  
社会が女性への暴力を容認しないよう、男女が互いに尊重しあえる男女共同参画を推進しましょう。  
問い合わせ先 市市民交流課 ☎30-6113番、FAX 22-13998番

**彦根市と愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町  
湖東定住自立圏形成協定を締結しました**

定住自立圏構想とは、今後、人口減少、少子高齢化という厳しい状況にある地方圏において、安心して暮らし続けられる地域を形成し、地方圏からの人口流出を食い止めるようとする政策です。  
定住自立圏構想では、人口など一定の条件を満たす中心市と周辺の市町村が、それぞれの自主性を尊重しながら、役割分担を行った上で、連携・協力して地域の活性化に取り組み、国はこうした取り組みに対して支援する仕組みとなっています。

この「定住自立圏」を形成するためには、次の2つのことを行うことが必要です。  
①一定の条件を満たす市が「中心市宣言」を行う。  
②「中心市宣言」を行った中心市と周辺の市町村が、それぞれ議会の議決を経て、1対1で定住自立圏形成協定を締結する。

彦根市は、全国で22圏域、近畿で唯一の先行実施団体として、定住自立圏構想を推進しており、平成21年4月には、「中心市宣言」を行いました。  
また、医療や地域公共交通など、1市4町で連携・協力して取り組む事項を定めた「湖東定住自立圏の形成に関する協定書」を作成し、9月の各市町議会にこの協定書の締結に関する議案を提案しました。

このたび、協定締結に関する議案について、1市4町全ての議会で議決されたことを受け、10月4日(日)に豊郷町の豊郷小学校旧校舎群の講堂において、1市4町で「湖東定住自立圏形成協定合同調印式」を開催し、協定の締結を行いました。  
この定住自立圏形成協定の締結は、全国で4番目、近畿では初めてとなります。  
問い合わせ先 企画課 ☎30-6101番、FAX 22-13998番

